

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

香川県監査委員 平 木 享  
 同 水 本 勝 規  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>(1) 証紙収納報告について</p> <p>ア 香川県警察証紙収納事務取扱規程に基づき期限内に報告を行わせる必要がある。（会計課）</p> <p>イ 証紙収納報告書を減額訂正する必要がある。（丸亀警察署）</p> <p>(2) 通勤手当の支給について</p> <p>ア 通勤手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（地域課）</p> <p>イ 通勤手当の支給に誤りがあるので、返納させる必要がある。（善通寺警察署）</p> <p>(3) 財産貸付料の収入事務について</p> <p>行政財産の目的外使用に係る貸付料の徴収に当たり、納入通知書の発行が遅延しているものがあるので、適正に処理する必要がある。（高松南警察署）</p>	<p>ア 期限内に証紙収納報告を行うよう是正措置を講じた。（会計課）</p> <p>イ 速やかに減額訂正した証紙報告書を作成し、訂正報告させた。（丸亀警察署）</p> <p>ア 速やかに戻入の手続きをとり、返納させた。（地域課）</p> <p>イ 速やかに戻入の手続きをとり、返納させた。（善通寺警察署）</p> <p>今後は、香川県公有財産規則に基づく行政財産の使用許可に関する基準の規定に従い、適正に処理する。（高松南警察署）</p>